

第34回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年7月15日（水）16時15分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 7月14日15時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	3,363,056	135,605
ブ ラ ジ ル	1,884,967	72,833
イ ン ド	906,752	23,727
ロ シ ア	732,547	11,422
ペ ル ー	330,123	12,054
チ リ	317,657	7,024
メ キ シ コ	304,435	35,491
英 国	291,691	44,915
イ ラ ン	259,652	13,032
ス ペ イ ン	255,953	28,406
そ の 他	4,417,599	188,220
合 計	13,064,432	572,729

※ 188の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 7月14日24時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	8,046	325
大 阪 府	2,045	86
神 奈 川 県	1,760	97
埼 玉 県	1,488	67
北 海 道	1,294	101
千 葉 県	1,137	46
福 岡 県	922	33
兵 庫 県	738	45
愛 知 県	530	34
京 都 府	447	18
そ の 他	3,391	129
合 計	21,798	981

※チャーター便帰国者15名、空港検疫407名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 8,189名（7月14日19時30分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者等 8,186名（うち死亡者325名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

	第 23 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 8 日	第 24 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4 月 1 日	第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 6 日	第 26 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 7 日	第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 1 日	第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 6 日	第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 2 2 日	第 30 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 11 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 2 4 日	第 31 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 7 日	第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 1 日	第 12 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5 月 4 日	第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 13 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 1 4 日	第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第 14 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 2 1 日	第 35 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
5 月 2 5 日	第 36 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言発出
5 月 2 9 日	第 15 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
6 月 4 日	第 37 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
6 月 1 8 日	第 38 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6 月 2 9 日	第 39 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
7 月 3 日	第 40 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (持ち回り)
7 月 1 0 日	第 1 回新型コロナウイルス感染症対策分科会

○ 都の動き

1 月 2 4 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 1 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 7 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 2 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 8 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 3 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 9 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 4 回東京都危機管理対策会議
1 月 3 0 日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置 第 1 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1 月 3 1 日	第 2 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 3 日	第 3 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月 7日	第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日	第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日	第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日	第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日	第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月21日	第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日	第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月 3日	第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月12日	第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月23日	第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3月27日	第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月30日	第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 1日	第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月 5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月15日	第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月19日	第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月22日	第25回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月25日	第26回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月26日	第27回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月29日	第28回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月 2日	第29回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月11日	第30回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月30日	第31回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月 2日	第32回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月 9日	第33回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信

- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表
- ・令和2年第二回定例会補正予算案を公表
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの公表
- ・ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応発表
- ・国の基本的対処方針改定を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を一部改定
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ2へ移行（6月1日から）
- ・都民・事業者に感染拡大への警戒を呼び掛ける「東京アラート」発動（6月2日）
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ3へ移行・東京アラート解除（6月12日から）
- ・今後のモニタリングの方法について（案）の公表（7月1日から試行）
- ・令和2年度7月補正予算案を公表
- ・専門家による新たなモニタリング項目に基づく分析と評価をモニタリング会議において本格実施し、都としての対応策を検討（7月9日から）

モニタリング分析の結果（7/14）

1 感染状況

<総括コメント（4段階）>



感染が拡大していると思われる



感染が拡大しつつあると思われる



感染拡大の兆候があると思われる



感染者数の増加が一定程度にとどまっていると思われる

2 医療提供体制

<総括コメント（4段階）>



体制が逼迫していると思われる



体制強化が必要であると思われる



体制強化の準備が必要であると思われる



通常の体制で対応可能であると思われる

新型コロナウイルス感染症対策

基本方針

モニタリング会議の分析に基づき、感染の拡がりに対応して、検査・医療の体制、都民や事業者への呼びかけなど、多面的な対策を的確に講じていく

検査体制

検査処理能力の拡充、保健所の体制強化

医療提供体制

重症度に対応した、必要な医療を提供するための体制整備

感染拡大防止

都民向け

「新しい日常」の実践、店舗利用時の対策、外出自粛

事業者向け

施設の使用：ガイドラインに基づく感染拡大防止策の徹底、施設の使用制限等
イベント開催：イベント開催時のガイドラインの遵守、イベントの自粛等
職場への出勤：テレワークの徹底、接触を低減する取り組み

現時点における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

感染拡大防止と経済社会活動を両立させる「ウィズコロナ」という
新たなステージに合わせた対策を推進

3つの方向

- 1 積極的な検査の拡大による感染拡大の抑制
- 2 都内共通の対策に加え、地域の実情を踏まえた重点的・ピンポイント対策
- 3 年齢層や業態に応じたきめ細かい対応

1 積極的な検査の拡大による感染拡大の抑制

○ 検査体制の拡充（検査処理能力の向上と保健所の体制強化）

- ・ 最大処理能力 1万件／日を目指す
- ・ 保健所の支援拠点を設置予定（7月20日）

○ 積極的な検査の受診勧奨による感染者の早期発見

- ・ 「社交飲食店」の従業員等へのPCR検査の勧奨

○ 入院や宿泊療養による他者との接触機会の制限

- ・ 中等症患者用にレベル2（2,700床）の確保を要請
- ・ 7月16日と来週に、新たに2つの宿泊療養施設を開設

2 都内共通の対策に加え、地域の実情を踏まえた 重点的・ピンポイント対策

○ 感染防止策を確実に実施しているお店の利用

- ・ ガイドラインの遵守
- ・ 「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示
- ・ ステッカーを掲示しているお店の利用

○ 区市町村と共同での地域における感染症対策の推進

- ・ 地域の事業者団体への連携支援
- ・ 都と区市町村との協議会の設置
- ・ 区市町村との共同による感染拡大防止推進事業（7月補正予算）

3 年齢層や業態に応じたきめ細かい対応

○ 重症化のリスクの高い高齢者等への対策の徹底

- ・ 社会福祉施設等の施設内感染防止策の再徹底
- ・ 施設職員の施設外での感染予防の注意喚起

○ 感染リスクの高い業態への感染拡大防止対策の徹底

- ・ 検査の拡大（希望する高齢者施設など）、休業要請、協力金の支給を一体とした区市町村との連携事業

○ 年齢等に合わせた多様なツールによる広報

- ・ 感染動向を踏まえたターゲットに合わせた戦略的広報

都民の皆様へ（1／2）

○ 夜の街、夜の繁華街では、十分な感染防止対策（消毒、換気、マスクの着用）をしていないお店の利用は避けましょう！

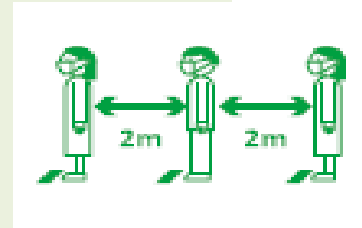
✓ 「感染防止徹底宣言ステッカー」を目印に

○ 会食や飲み会では大声での会話は避けて！



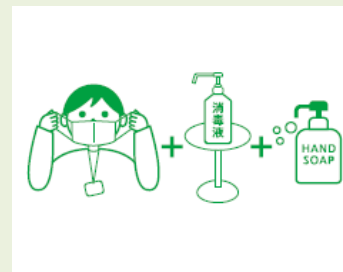
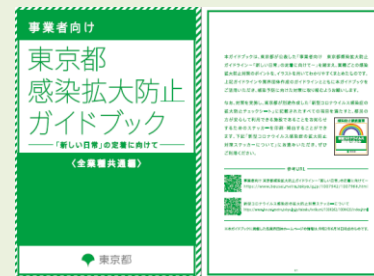
都民の皆様へ（2 / 2）

- 重症化リスクの高いご高齢の方などは外出の際には特に注意！
- 都外への不要不急の外出はできるだけ控えて！
- 接触確認アプリの活用を！
- 改めて「新しい日常」の徹底を！
 - ✓ 手洗いの徹底・消毒・マスクの着用
 - ✓ ソーシャルディスタンス
 - ✓ 「3つの密」を避けた行動 など



事業者の皆様へ

- **ガイドラインに基づく感染防止策を徹底し、ステッカーの掲示を！**
 - ✓ スタッフの体温測定
 - ✓ お店の中のこまめな消毒 など
- **イベント開催時は主催者と施設管理者が協働してクラスターの発生を防止！**
- **社会福祉施設等の施設内感染防止策を徹底！**
- **テレワークや時差通勤を改めて徹底！**



「第34回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年7月15日（水）16時15分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは、第34回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

本日は、感染症の専門家の先生といたしまして、東京都医師会副会長の猪口先生、それから国立国際医療研究センター国際感染症センター長の、大曲先生にお越しをいただいております。後程、両先生にご発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料に従いまして私の方からまず説明をいたします。資料、お手元の資料1枚おめくりください。新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応です。

現在の世界の感染者状況ですけれども、1,300万人を超える数の感染者数、57万人を超える死亡者数が発生しております。

国内につきましては2万人を超える感染者、981名の死亡者という状況です。

都につきましては、感染者8189名。昨日の時点での状況になります。資料1枚おめくりいただきまして、国の動きですけれども、特段新しい動きはございません。

資料1枚おめくりいただき都の動きになりますが、先ほど第2回のモニタリング会議を実施しております。都の対応というところです。1枚おめくりいただき、最後のところになります。令和2年度7月の補正予算案を発表したとなっております。それから、専門家による新たなモニタリング項目に基づく分析と評価を、モニタリング会議において本格実施をして、これは本日第2回目となっております。

それでは、A4横のですね、モニタリング分析の結果と書いてあります資料の方をご覧ください。福祉保健局長の方からご説明をお願いいたします。

【福祉保健局長】

新型コロナウイルス感染症に係るモニタリングにあたり専門家の方々からいただいた都内の感染状況及び医療体制に基づいて、ヒアリングの結果が出ております。

1枚目、モニタリング分析結果ということで、新規陽性者数が、先週の約1.5倍に増加し、緊急事態宣言下では最大値に達していることや、接触歴等不明者の増加比が198.2%と約二倍になっていることなどから、4段階のうち最高レベルの、「感染が拡大していると思われる」との総括コメントをいただいております。

また、医療提供体制については、検査の陽性率や重症患者などに基づいて検討していただきましたが、前回に引き続き、3段階の体制の強化が必要であると思われるとのコメントをいただいております。詳細については、先生からコメントいただければと思っております。

【危機管理監】

ありがとうございました。その他、各局長の皆様でご発言ある方いらっしゃいますか。Webexでご参加の局長等の方でご発言ある方いらっしゃいましたらお願いします。

それでは、本日ご参加をいただいている、専門家の先生からご発言をお願いしたいと思います。まず、大曲先生からお願いをいたします。

【大曲先生】

国際医療研究センターの大曲と申します。

私の方から感染状況について、専門家のコメントをご紹介します。

新規陽性者数でありますけれども、参考として、先週の約1.5倍ということでありましてこれは、緊急事態宣言下での最大値に達しているというところでございます。

今回、第一波で参考に申し上げますと、3月から緊急事態宣言の解除までであります、年齢の構成別ですが10歳未満1.3%、10代は1.6%。以降20代17.8%、30代17.8%、40代15.9%、50代は15.5%、ここから少し高めで60代が10.4%。70代で9.6%、80代6.7%、90代3.4%、100歳以上は0.1%という状況でありました。

今回は、少し違っております。7月12日の報告であります、10歳未満は6.8%、10代は3.4%というところで、10歳未満、10代が少し増えております。20代は42.2%、30代は22.3%とこちらかなり高くなっています。40代9.7%、50代4.4%、60代5.3%、70代2.4%、80代が1.0%、90代が2.4%というところであります。

60代以上が全体の約1割を占めております。これまでは、20代30代が中心ということでありましたが60代以上が割合としては高くなっているということと、もう一つは10歳未満の方の陽性者数が増えているというところで、20代30代の方が中心という流行できたわけですが、今回のモニタリングをしますと年齢幅が広がっている、分布が広がっているというところが見て取れます。

感染経路でありますけれども、これまで接待を伴う飲食店が主に取り上げられてきたわけですが、実際に陽性者の事例を見ていきますと、また別の感染経路が見えておりまして、具体的には施設内の感染ですとか同居される家族から、或いは職場での感染、個人での会食です。個人といいますか、私的な会食ですね、劇場等々、多岐にわたっているというところでした。我々が、気にしているのは高齢者への家族内の感染も見られるというところでございます。

地域も広がっております。具体的には、例えば新宿等がよく語られてきたわけですが、それ以外にも中野区、世田谷区、港区、豊島区、そして隣接する板橋区、杉並区、練馬区、渋谷区といった区にも広がっております。60代以上の新規陽性者ですけれども、これは地域に偏りがあるというよりは、ほぼ全域で発生している状況でございます。

施設ですけれども、介護老人保健施設、或いはデイケア施設、幼稚園、保育園、今回これ

が目立ちましたけれども、これも感染が見られておりまして、施設内での感染防止対策の徹底が必要ということを書いております。

2点目は、#7119における発熱等相談件数であります。

この数が増えてきますと、感染拡大の早期の予兆と我々はとらえております。これが2週連続で増加して、7日間移動平均の増加比が1を超えている状況でございます。

3点目は、新規の陽性者における接触歴等の不明者の数、そしてその増加比でございます。不明者数ですけども7日平均で77名を超えまして、先週の2倍となりました。

7月13日時点の新規の陽性者数における接触歴等不明者の増加比は約200%でありまして、加速しております。

この同じペースで増えますと、4週間、例えば接触歴等不明の新規の陽性者の数が、約16倍、計算すると1日あたり1,200人程度発生する、同じ状況でまた増えていきますと、4週継続したところでは、接触歴等不明の新規陽性者数は、 16×16 ということでは256倍になるという状況でございます。

今このような状況も踏まえ、しっかりと議論をした上でありますが、今回は、総括としては、感染状況に関しては「感染が拡大していると思われる」ということを我々としては答申をしております。

第一波と、今回の違いというのは、確かに違いはございます。それは、今回が20代30代を中心として若手の若い方が多くて、今のところでありまして、重症者が少ないというところでもあります。そのような違いはありますけれども、感染の拡がりというところでは、申し上げたような評価としております。私からは以上です。

【猪口先生】

続きまして東京都医師会の猪口です。

私の方からは、医療提供体制のモニタリング指標についてコメントさせていただきます。

検査の陽性率ですけども、今現在6.1%まで上がってきています。

検査の陽性率は検査体制の指標として、モニタリングしておりますけれども、検査数が増加しているにもかかわらず、陽性率が高いということで、今後は、さらなる検査体制の強化が必要と考えております。

それから、東京ルールの実適用件数ですけども、先週後半に増加の傾向が認められてきておりまして、今後しっかり見ていく必要があるだろうと思っております。

第一波では、疑い患者による東京ルールの実適用件数が増加しました。

6月30日から新型コロナ疑いの救急患者の東京ルールを開始いたしましたので、対応策はとっておりますけれども、今後注視していく必要があると思っております。

入院患者でありますけれども、約800名まで増加してきております。

レベル1で、確保した病床では対応できない状況にありまして、7月7日に中等症は、レベル2、重症者は、まだ少ないものですからレベル1の病床確保を行っております。

入院調整本部ですけれども、これは保健所からの入院調整がなかなかうまくいかないときに、都庁の入院調整本部に連絡を受けてやるものですが、件数は、先週と比べ、約3倍になりました。

1件当たりの入院先を探す架電回数は1.8回となって、かなり入院先を探すのに苦労する程度となっております。

現在無症状の患者が18%を占めておりまして、入院というよりは、宿泊療養施設の必要度が増えてきているところでございます。

このまま、先ほどの接触歴等不明の患者さんが、4週間経過すると、1,200人になるという話でしたが、その患者さんは不明率が約50%と仮定すると、その段階でPCR陽性者が、2,400人になります。2,400人のうちの18%で、400人強になりますので、1日当たりの宿泊療養者数が、それぐらいの数になるということが考えられます。

重症患者ですけれども、現在横ばいで、大きく増えておりません。ですが、先ほどの大曲先生のお話があったとおり、陽性者が20代30代を中心としておりますが、これが非常に大きく拡がり、感染者が増えて、年代が高齢者に偏っていくと、50代以降の重症化率は5%から15%。仮に10%ぐらいということになりますと先ほどの感染症の陽性患者から考えますと、1日200人を超えるような重症者が出てくるという話になる。

PCR陽性になってから10日間から2週間ぐらい遅れてから、重症になる確率が高いです。ですからその場でそうなるわけではありませんが。そうなってくると、大変なわけですから、この年齢層、感染している年齢層が変わらないように、対策をとる必要があるということでございます。

私の方からは以上でございます。

【危機管理監】

猪口先生、大曲先生ありがとうございました。

それでは他にご発言等なければ、本部長からお願いいたします。

【都知事】

皆様、ご苦労様です。

本日は猪口先生、そして大曲先生におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席をいただいております。感謝申し上げます。

先ほど第2回のモニタリング会議を行いました。

モニタリングの項目につきましては、専門家からの皆様方から報告をいただき、都としての対策を議論いたしたところでございます。

専門家の皆さんからは、まず、先ほどの大曲先生からのご報告にもありましたように、感染状況に関しては、4段階のうち、最高レベルの4段階目、赤色に当たりますけれども、「感染が拡大していると思われる」との総括コメントいただいております。

また、医療提供体制につきましては、先ほどの猪口先生からのご説明がございましたように、4段階のうち3段階目、オレンジ色にあたる「体制強化が必要であると思われる」とのコメントいただいたところでございます。

さらに、感染症対策審議会の委員の方々からは、「都民、事業者の皆様への呼びかけは妥当」という御意見を頂戴したところです。

都の新型コロナウイルス感染症対策の基本的な方針につきましては、モニタリング会議での専門家の方々の分析に基づいて、感染の拡がりに対応しながら、検査・医療体制の強化や、都民や事業者の皆様への呼びかけ、要請など、多面的な対策を的確に講じていくことといたしております。

本日のモニタリング会議における専門家の皆様方のご意見を踏まえますと、現在の状況は、感染拡大について都民や事業者に警報を発し、より一層の注意喚起を行うべき状況にございます。

これに対して都としては、「積極的な検査の拡大による感染拡大の抑制」、「都内共通の対策に加え、地域の実情を踏まえた重点的・ピンポイント対策」、「年齢層や業態に応じたきめの細かい対応」これら3つの方向で取組を展開して参ります。

「積極的な検査の拡大による感染拡大の抑制」でございますが、まず、検査処理能力の向上、そして保健所の体制強化、積極的な検査の受診勧奨による、感染者の早期発見などがあります。

来週20日から、東京都健康安全研究センターに支援拠点を設置いたしまして、まずは、いち早く夜の街対策に取り組まれておられる新宿区を支援して、今後他の区市についても状況を踏まえて積極的に支援をしていくということでもあります。

2つ目の方向であります、「都内共通の対策に加え、地域の実情を踏まえた重点的・ピンポイント対策」としては、感染防止策を確実に実施しているお店の利用や、そして区市町村と共同での地域における感染症対策の推進を図っていくという中身になっております。

最後に、3つ目の方向であります、「年齢層、業態に応じたきめ細かい対応」といたしましては、重症化のリスクの高い高齢者等への対策の徹底や、年齢などに合わせた多様なツールによる広報を行うということでもあります。

これらの三つの方向に基づいて、「ウィズ コロナ」の時代にふさわしい対策の展開をして参ります。

この後、臨時記者会見を開きます。そして、モニタリング会議などの結果を踏まえて、都民・事業者の皆様に対して、感染拡大防止のための呼びかけを行って参ります。

なお、これらの呼びかけでございますが、法的根拠として特措法第24条第9項に基づく要請といたします。

各局におかれましては、今回のモニタリング分析における感染状況が最高レベルの4段階目となったことに危機感を共有したいと思います。そして、その意識の共有をした上で、速やかに施策の展開をしたいと思っておりますので、しっかり関わっていただきたいと思っております。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第 34 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。